

---

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| プロジェクト | 資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い |
| 項目     | 第 1 号電子決済手段の発行及び保有に関する会計処理       |

---

## I. 本資料の目的

- 2022 年 6 月 3 日に成立した「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 61 号）により改正された資金決済に関する法律（以下「改正資金決済法」という。）において、広く送金・決済手段として用いられるいわゆるステーブルコインの取引を行う事業者について必要な規律を導入することとされており、そのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの及びこれに準ずる性質を有するものについて、「電子決済手段」と定義し、これを取り扱う電子決済手段等取引業者について登録制を導入し、必要な規制の整備が行われている。

2022 年 8 月 1 日に開催された第 484 回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議からの提言を受けて、「資金決済法上の『電子決済手段』の発行・保有等に係る会計上の取扱い」について検討することが決定された。また、今回の基準開発の検討においては、法定通貨による償還が約され、価格変動が想定されない電子決済手段の発行及び保有に関する会計処理等について検討を行うこととされている。具体的には、改正資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号に規定される電子決済手段（以下「第 1 号電子決済手段」という。）、同項第 2 号に規定される電子決済手段（以下「第 2 号電子決済手段」という。）、同項第 3 号に規定される電子決済手段（以下「第 3 号電子決済手段」という。）を対象としている<sup>1</sup>。

- 本資料は、前項に記載した電子決済手段のうち、第 1 号電子決済手段の発行及び保有に関する会計処理に関する事務局の分析についてご意見を伺うことを目的としている。

---

<sup>1</sup> 改正資金決済法第 2 条第 5 項第 4 号に規定される電子決済手段（第 4 号電子決済手段）については、第 484 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 1 日開催）において、企業会計基準諮問会議よりなされたテーマ提言では、第 4 号電子決済手段については、仮に、その会計的な性質が、「暗号資産」に類似するものである場合、第 1 号から第 3 号電子決済手段とは会計的な性質が異なると考えられるため別途検討することが考えられることから、その内容に応じて、会計的な性質を見極めた上で、今回の検討に含めるのか、今回の検討とは切り離して別途検討を行うのかを判断することとされている。

3. 後述の第4項から第11項で記載しているとおり、第1号電子決済手段は、改正資金決済法で規定された新たな資産であると考えられるため、本資料では、当該電子決済手段の性格を踏まえ、認識及び測定についてそれぞれどのような定めを置くことが適切であるかという観点から検討を行っている。

## II. 電子決済手段の性質

### 電子決済手段が導入された背景

4. 2022年1月に公表された金融審議会「資金決済ワーキング・グループ報告書」（以下「WG報告書」という。）によれば、ステーブルコイン<sup>2</sup>について、次のことが説明されている。

#### (1) 国際的な現状

- ① 送金・決済の分野において、近年、法定通貨と価値を連動させたステーブルコインを用いた取引が米国を中心に急激に拡大している。
- ② 証券決済や企業間決済での利用を目指して実証実験等が行われており、将来的には幅広い分野で送金・決済手段として用いられる可能性がある。

#### (2) 我が国の現状

法定通貨と価値の連動を目指すものについては、社会で幅広く使用される電子的な送金・決済手段としての機能を果たし得ると認められる。

5. 改正資金決済法の国会提出法案の「法律案・理由」では、「金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図る」ことが、また、関係資料である「説明資料」では、「民間のイノベーションを促進しつつ、あわせて、利用者保護などを適切に確保する」ことが記載されており、法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額での償還を約するステーブルコインが「電子決済手段」として新たに定義されている。

---

<sup>2</sup> WG報告書では、「明確な定義は存在しないが、一般的には、特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術（又はこれに類似の技術）を用いているものをいうものと考えられる。」とされている。

## ステーブルコインの分類

6. WG 報告書によると、ステーブルコインは、価値を安定させる仕組みによって、次の(1)及び(2)の2つに分類される。改正資金決済法で新たに定義された電子決済手段のうち、第1号電子決済手段から第3号電子決済手段は、(1)のステーブルコインに該当すると考えられる。
- (1) 法定通貨の価値と連動した価格（例：1 コイン=1 円）で発行され、発行価格と同額で償還を約するもの（及びこれに準ずるもの）（デジタルマネー類似型ステーブルコイン）
  - (2) アルゴリズムで価値の安定を試みるもの等の(1)以外のもの（暗号資産型ステーブルコイン）
7. デジタルマネー類似型ステーブルコインは、一般的に法定通貨を担保として、その通貨に価値を連動させて一定のレートに保つ仕組みを有する暗号資産であるとされている。

## 第1号電子決済手段の定義、特徴及び性質

### （第1号電子決済手段の定義）

8. 改正資金決済法第2条第5項において、第1号電子決済手段は、次のとおり定義されている。

この法律において「電子決済手段」とは、次に掲げるものをいう。

- 一. 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）
- 二. （略）
- 三. （略）

四. (略)

### (第1号電子決済手段の特徴)

9. 第1号電子決済手段は、次の特徴を有している。

- (1) 物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる。

第1号電子決済手段は、財の購入又はサービスの提供等に関する送金・決済手段として使用することが想定されている。

- (2) 「通貨建資産」である<sup>3</sup>。すなわち、第1号電子決済手段は、法定通貨と連動した価格で発行され、その保有者に対して発行価格と同額での償還が約されている。

発行価格と同額での償還を約する電子決済手段の性格を踏まえ、発行者の破綻時等に利用者資産が適切に保護され、実務において利用者が円滑に償還を受けられることが重要となる。そのため、発行者である銀行においては銀行法における自己資本の充実<sup>4</sup>などにより、また、資金移動業者については資金決済法における履行保証金の供託<sup>5</sup>の規定により、電子決済手段の償還時の資金が確保される仕組みとなっている。

- (3) 「不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値」である。

電子決済手段は不特定の者との間で直接、第1号電子決済手段に係る権利が移転される。また、電子決済手段は移転及び管理等の機能を担う仲介者を通じて売買が行われることで市場価格が存在することになる可能性がある。

---

<sup>3</sup> 通貨建資産には、国債及び社債、電子記録債権、前払式支払手段（例えば、電子マネー）等が含まれると考えられるが、これらについては、原則として電子決済手段から除外しつつ、その流通性その他の事情を勘案して、送金、決済手段としての機能が強いと認められるものについては、内閣府令により電子決済手段に含めることができる枠組みとしている。

<sup>4</sup> 自己資本の充実については、銀行法第14条の2において、経営の健全性の確保について規定されている（改正後の銀行法においても変更なし）。また、第1号電子決済手段は、WG報告書では預金を用いた仕組みを用いる場合には預金保険の対象となることが想定されている。

<sup>5</sup> 履行保証金の供託については、改正資金決済法第43条に規定されている。なお、供託は営業日ごとに必要額を算定し、数日以内に拠出されるため、若干のタイムラグがある。

なお、現時点で第1号電子決済手段が流通市場で取引がなされるかは明らかではないが、米国においては、USD Coin (USDC)やBinance USD (BUSD)のようないわゆる法定通貨担保型ステーブルコイン<sup>6</sup>は、暗号資産取引所で売買されている。これらのステーブルコインの取引所価格は1米ドルに極めて近い額で推移している。これは、ステーブルコインの保有者は発行者から1米ドルで償還を受けることができるため、取引所価格が1米ドルから乖離すると、裁定取引が働くためと言われている。

### (本資料での検討における前提事項)

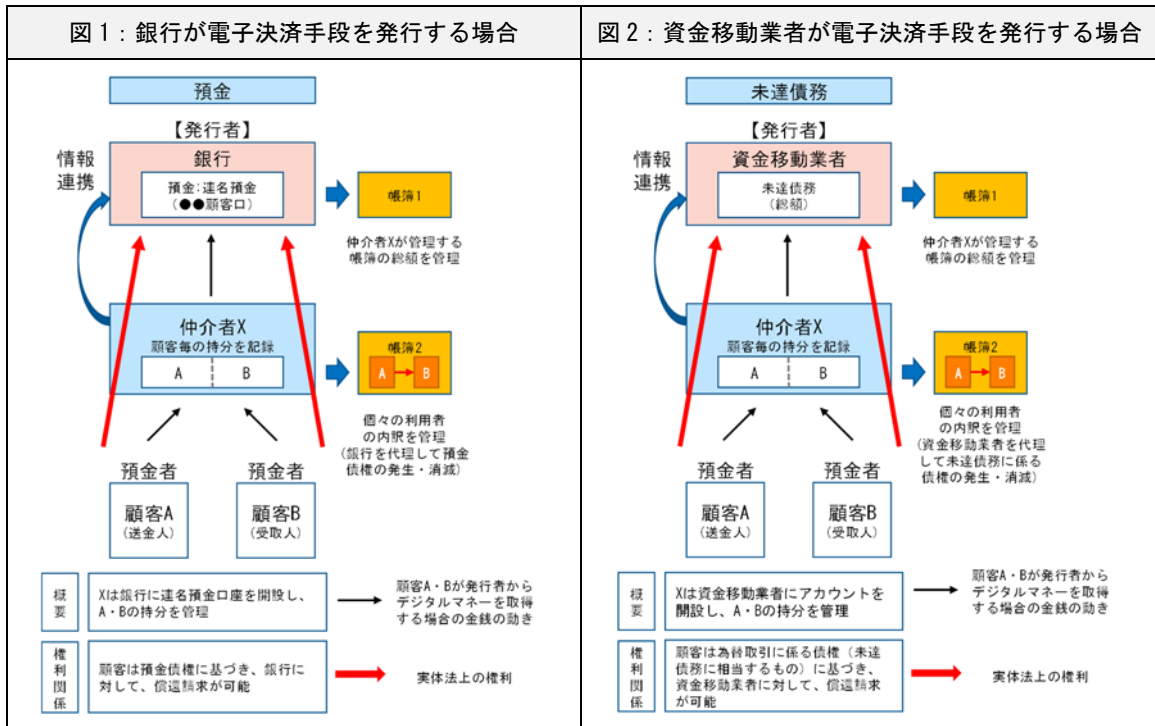
10. 本資料の第9項(2)で記載している「保有者に対して発行価格と同額での償還が約されている資産であるという性質を有する」点に関して、電子決済手段については、まだ事務ガイドラインは公表されていないが、参考として、金融庁が公表している暗号資産に関連する事務ガイドラインにおいて、通貨建資産（改正前資金決済法第2条第6項）の該当性に関して、「『本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの』であることを判断するに当たり、『発行者及びその関係者（以下『発行者等』という。）と利用者との間の契約等により、発行者等が当該利用者に対して法定通貨をもって払い戻す等の義務を負っているか』等について、申請者から詳細な説明を求める」と記載されている。本資料における以下の会計処理等の検討においては、事務ガイドライン等に従って、電子決済手段がその保有者に対して発行価格と同額での償還が約されることを前提とする。
11. また、本資料の第9項(2)における規制のもとでは、同項(3)で記載している米国の事例も踏まえると、第1号電子決済手段は、仮に第1号電子決済手段の流通市場が形成される場合であっても、その市場価格は発行価格に近くなるのではないかと考えられる。本資料における以下の会計処理等の検討においては、仮に市場価格がある場合であっても、当該市場価格は発行価格と近くなることを前提とする。

### (想定されるスキーム例)

12. 現時点では、電子決済手段に関する具体的な事例はないが、第3回金融審議会資金ワーキング・グループ（2021年11月26日）の資料2-1「事務局説明資料（金融サービスのデジタル化への対応）」（以下「第3回金融審議会WG事務局説明資料」という。）では、次のようなスキームが説明されている。

---

<sup>6</sup> USDCは準備金（reserve）により裏付けられているとされており、米ドルと1対1の割合で償還できるとされている。また、BUSDは、米法定通貨又は米国財務省証券で裏付けられ、米ドルと1対1で償還できるとされている。



(出典)第3回金融審議会 WG 事務局説明資料の「利用者の発行者に対する償還請求権の明確性確保(2)：権利関係が明確になると考えられるスキーム例」及び「利用者の発行者に対する償還請求権の明確性の確保(3)：破綻時の権利関係」の図を参考に ASBJ 事務局で作成

なお、各図における当事者の役割、権利関係等は想定される一例を記載したものであり、個別事案によって異なり得る。

### 電子決済手段の残高管理

13. 前項で記載したスキームは、仲介者（電子決済手段等取引業者（資金決済法第2条第12項））が存在する場合の図となっている。改正資金決済法では、仲介者が電子決済手段の利用者のために電子決済手段の管理を行う場合<sup>7</sup>には仲介者に、また、発行者が仲介者を兼ねる場合（改正資金決済法第62条の8第1項）には発行者<sup>8</sup>に帳簿の作成が求められており（改正資金決済法第62条の18、第62条の8第1項）、電子決済手段の利用者ごとの残高管理が行われる。

<sup>7</sup> 改正資金決済法第2条第10項では、次のとおり規定されている。

この法律において「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいい、「電子決済手段の交換等」とは、第一号又は第二号に掲げる行為をいい、「電子決済手段の管理」とは、第三号に掲げる行為をいう。

一 電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換

二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理

三 他人のために電子決済手段の管理をすること（その内容等を勘案し、利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定めるものを除く。）。

<sup>8</sup> 銀行等又は資金移動業者であって、電子決済手段を発行する者は、その発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業を行うことができる（改正資金決済法第62条の8）ため、仲介者が存在しないスキームもあり得る。

### ブロックチェーン上の記録

14. 売手と買手との間で送金取引や売買取引が行われた際に、仲介者（又は発行者）は、同時に行われる第1号電子決済手段の受渡に関して帳簿により残高管理を行うが、仲介者等がその受渡情報を必ずブロックチェーン上で記録するかどうかは、暗号資産同様、明らかではなく、その取引情報がブロックチェーン上で記録される場合であっても、その更新頻度が、取引の都度で行われるものであるか、一定期間毎（例えば、日次毎）に行われるものであるかは、仲介者等により異なる可能性がある。

#### **（第1号電子決済手段の性質）**

15. 本資料の第9項で記載した電子決済手段の特徴を踏まえると、第1号電子決済手段は、次の性質を有すると考えられる。

##### (1) 送金・決済手段

本資料の第9項(1)に記載しているとおり、第1号電子決済手段は、送金・決済に使用されることが想定されている。

また、本資料の第9項(2)に記載しているとおり、第1号電子決済手段は、通貨建資産であり法定通貨と連動した価格で発行され発行価格と同額での償還を約されている（かつ、電子決済手段の償還時の資金が確保される仕組みが設けられている。）。この点、第1号電子決済手段は、国や中央銀行が発行するものではないため、円やドルのような法定通貨（現金）そのものではないが、送金・決済手段で利用される点で、現金と同様の性質を有する。

##### (2) 発行者に対する償還権

本資料の第9項(2)に記載しているとおり、第1号電子決済手段の所有者は発行者に対する（現金の）償還権を有する。すなわち、第1号電子決済手段は、現金を受け取る契約上の権利（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第4項）である。

この点、第1号電子決済手段が通貨建資産であることが求められている背景は、発行者の破綻時における所有者の保護にあると考えられる。すなわち、発行者に対する償還権は、本項(1)に記載した送金・決済手段の価値の安定を図るための仕組みから生じているものであると考えられる。

##### (3) 流通市場での売却可能性

本資料の第9項(3)に記載しているとおおり、第1号電子決済手段の保有者は、発行者以外の第三者に第1号電子決済手段を譲渡し、又は、第1号電子決済手段を売却することができる。

16. 前項で記載したとおおり電子決済手段にはいくつかの性質があるが、次の点に鑑み、送金・決済手段として財又はサービスと電子決済手段との交換に使用されるものである通貨的なものとして、第1号電子決済手段の会計処理を定めることが考えられるかどうか。
- (1) 本資料の第5項に記載しているとおおり、電子決済手段が設けられた立法趣旨を踏まえると、第1号電子決済手段は、財又はサービスと電子決済手段との交換に使用されることが主たる目的の財であるため、本資料の第15項(1)に記載している送金・決済手段としての性格に着目して会計処理を定めることが、第1号電子決済手段の経済的な実態を最も反映できると考えられる。
  - (2) 本資料の第15項(2)に記載している償還権たる性格に関しては、取引等が行われた結果、第1号電子決済手段を当該取引等の相手方から受領した際に、その保有者が当該第1号電子決済手段をそのまま保有することも考えられ、必ずしも発行者に対して償還請求されるとは限らないと考えられるため、送金・決済手段としての性格より優先されるものではないと考えられる。
  - (3) 本資料の第15項(3)に記載している流通市場での売却可能性に関しては、本資料の第9項(3)に記載しているとおおり、海外の事例を参考にすると、第1号電子決済手段の市場価格があるとしても、当該市場価格が第1号電子決済手段の券面額（すなわち、発行価格）とほとんど乖離しないことが想定される。我が国においては、改正資金決済法の施行前であり具体的な取引事例がない中で、資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いに関して一定の時間軸の中で基準開発を行う必要があるため、今回の基準開発においては、第1号電子決済手段を金融投資として保有するケースまで想定せず、今後の取引の進展に応じて対応が必要な場合に検討することが考えられる。



### III. 第1号電子決済手段に関する会計処理の検討

#### 保有者における会計処理

##### (第1号電子決済手段の認識)

##### 資産の認識及び認識の中止の時点

17. 我が国における会計基準では、送金決済・手段として利用される通貨、通貨代用証券<sup>9</sup>及び預金に関して、資産の認識及び認識の中止について具体的に定めたものはない。
18. 企業は、これらの資産を相手方から受け取った時点（すなわち、受取日）で、当該資産を利用することができ、また、その利用により生じる便益を享受できると考えられる<sup>10</sup>。これに対して、企業は、当該資産を相手方に引き渡した時点（すなわち、引渡日）で当該資産を利用することができなくなり、また、その利用により生じる便益を享受できなくなると考えられる。
19. 第1号電子決済手段も、資産の利用により便益を享受できるかどうかに関して本資料の第17項で記載した資産と差異はないと考えられることから、第1号電子決済手段の認識及び認識の中止の時点は、受渡日として定めることとしてはどうか。

#### ディスカッション・ポイント

第1号電子決済手段の認識及び認識の中止の時点に関する事務局提案についてご意見を伺いたい。

##### (第1号電子決済手段の測定)

20. 本資料の第15項に記載しているとおり、第1号電子決済手段の利用者は、発行者から第1号電子決済手段の券面額での発行を受けるほか、仮に流通市場がある場合には当該流通市場から市場価格で取得することが可能となり、取得原価が券面額と異なり得る場合もあり得る。

<sup>9</sup> 通貨代用証券には、例えば、第三者から取得した小切手、送金小切手、預金手形、郵便為替証書などがある（財務諸表等規則ガイドライン 15-1-1 参照）。なお、財務諸表等規則ガイドラインは、財務諸表の表示に関する規定となる。

<sup>10</sup> 当委員会の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第3章第4項及び脚注(2)を参照。

21. 資産の測定方法には、(1) 券面額、(2) 取得原価、(3) 時価、(4) 償却原価の 4 つの方法が考えられるが、本資料の第 16 項に記載しているとおり、今回の基準開発においては、電子決済手段に関する会計処理を定める上で、第 1 号電子決済手段を金融投資として保有するケースは想定していないため、(3) 時価及び(4) 償却原価については検討しない。したがって、以下では(1) 券面額及び(2) 取得原価について検討を行う。

### 券面額で測定する方法

22. 本資料の第 15 項(1)に記載しているとおり、第 1 号電子決済手段は、送金・決済手段として利用される。すなわち、交換の媒体として財又はサービスとの交換に利用されるものである。この点、第 1 号電子決済手段は、発行者に対して償還を求めればいつでも法定通貨と連動した発行価格と同額で現金と交換できることが担保されており券面額の価値が維持されることを踏まえると、第 1 号電子決済手段は価値の尺度を表す券面額で測定することが考えられる。
23. ここで、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 84 項では、次のとおり、一般的な交換取引における財又はサービスの測定方法に関する考え方が記載されている。
- 一般的な交換取引においては、その交換のために支払った対価となる財の時価は、通常、受け入れた資産の時価と等価であると考えられており、取得原価は対価の形態にかかわらず、支払対価となる財の時価で算定される。すなわち、交換のための支払対価が現金の場合には現金支出額で測定されるが、支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受け又は株式の交付の場合には、支払対価となる財の時価と受け入れた資産の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で測定されるのが一般的である。
24. この点、支払対価として用いられる第 1 号電子決済手段を価値の尺度を表す券面額で評価する場合、財又はサービスの支払対価である第 1 号電子決済手段の券面額は法定通貨と連動していることから現金支出額に相当すると考えられるため、財又はサービスを第 1 号電子決済手段の価額で測定することになると考えられる。
25. これに対して、本資料第 20 項に記載しているとおり、仮に流通市場から取得した第 1 号電子決済手段の取得価額が券面額と異なる場合において、当該第 1 号電子決済手段を券面額で測定すると、当該券面額と取得価額との差額の処理が論点になる。この点、本資料の第 9 項(3)に記載しているとおり、いわゆる法定通貨担保型ステーブルコインは、市場価格が券面から乖離すると裁定取引が働くといわれており、取引コスト（現金の送金コスト等の手数料）も含めると、券面額とほぼ同額かやや上回る程度になるものと考えられ、差益はほぼ生じないと考えられる。

26. 現時点においては、当該差額に重要性がないことが考えられることを踏まえると、券面額との差額は発生時の取引コストの一部（差益が生じる場合は取引コストの減額）として当期の損益として処理することが考えられる。
27. なお、発行者に対する信用リスクに関する取扱いについては、後述の第 33 項から第 35 項で分析する。

#### 取得原価で評価する方法

28. 第 1 号電子決済手段が送金・決済手段として利用されるときも、第 1 号電子決済手段は、通貨そのものではないとして、これまでの我が国における会計基準において時価により測定しない場合に取得原価で測定する考え方を重視すると、第 1 号電子決済手段を取得原価で測定することが考えられる。
29. 取得原価で評価する場合、本資料の第 25 項に記載している取得価額をもとに取得原価が測定されるため、券面額と取得原価の差額の処理は問題とはならない。
30. これに対して、第 1 号電子決済手段を取得原価で測定する場合、本資料の第 23 項に記載している支払対価が現金以外の資産の引渡しに該当することになると考えられる。この場合、第 1 号電子決済手段と受け入れた財又はサービスのどちらの価額の信頼性が高いかの評価を行う必要がある。仮に第 1 号電子決済手段の方が信頼性は高いと判断される場合、受け入れた財又はサービスの測定を第 1 号電子決済手段の払出原価で行うことになり、財又はサービスの価格と異なる額で当該財又はサービスが測定される。一方、仮に受け入れた財又はサービスの方が信頼性は高いと判断される場合、受け入れた財又はサービスの価値で評価することになり、交換損益が生じ得ることになる。
31. なお、発行者に対する信用リスクに関する取扱いについては、後述の第 33 項から第 35 項で分析する。

#### どちらの測定方法とするかに関する検討

32. 以下の点を考慮し、第 1 号電子決済手段を券面額で評価することとしてはどうか。
- (1) 第 1 号電子決済手段を券面額で測定する方が、財又はサービスの測定額となる点で、第 1 号電子決済手段の送金・決済手段が利用される実態をより忠実に表現していると考えられる。
  - (2) 第 1 号電子決済手段を券面額で評価する方が、払出原価の管理が不要となり、会計処理の適用が容易である。

- (3) 第1号電子決済手段は、法定通貨との連動性が極めて高いため、券面額と取得原価の差額がほぼ生じないと考えられる。

### 発行者の信用リスクに関する取扱い

33. 本資料の第9項(2)に記載しているとおり、発行者である銀行等においては銀行法における自己資本の充実や預金の仕組みを用いる場合には預金保険などにより預金と同様に保護されることが想定されており、また、資金移動業者については改正前の資金決済法における履行保証金の供託の規定により、第1号電子決済手段の償還時の資金が確保される仕組みとなっている。
34. 第149回専門委員会では、第1号電子決済手段の発行者の信用リスクが全くない訳ではないため、発行者の信用リスクが悪化する場合など、第1号電子決済手段の価値の減少を貸借対照表価額に反映させる定めが必要ではないかとの意見が聞かれた。
35. この点、資金移動業者が第1号電子決済手段を発行する場合、履行保証金の供託により第1号電子決済手段の発行総額が保護されている。また、銀行等が第1号電子決済手段を発行する場合、預金の仕組みを用いる場合には預金と同様の保護されることが想定されている。したがって、第1号電子決済手段における信用リスクに関する取扱いは特段定めないこととしてはどうか。

### 小括

36. 本資料の第20項から前項までの分析を踏まえ、次のとおり第1号電子決済手段を測定することとしてはどうか。

第1号電子決済手段は、原則として、券面額に基づく価額を貸借対照表価額とする。  
また、取得価額と券面額が異なる場合には、差額は当期の損益として計上する。

### **ディスカッション・ポイント**

本資料の第20項から第35項における第1号電子決済手段の測定に関する事務局の分析及び第36項の提案についてご意見を伺いたい。

**発行者における会計処理****(電子決済手段の負債としての性質)**

37. 本資料の第15項(1)から(3)に記載している電子決済手段の性質に関して、第1号電子決済手段の発行者側からみると、同項(2)に記載している保有者に対する償還義務の性質が関係すると考えられる。

すなわち、第1号電子決済手段の保有者が発行者に対して償還請求を行う場合、その発行価格と同額で償還する法律上の義務を有するとともに、発行者と依頼者(第1次保有者)との間で締結される契約等において、発行者は、第1号電子決済手段を発行により取得した保有者(第1次保有者)や、送金・決済等により取得した保有者(第2次保有者)に対して、その発行価格と同額で償還する契約上の義務を有することになると考えられる。

38. 金融商品実務指針の第5項では、金融負債は、「他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産若しくは金融負債(他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務)を交換する契約上の義務」と定義されている。この点、前項に記載したとおり、第1号電子決済手段の発行者は、その保有者から償還を求められた場合に、発行価格と同額の通貨で償還を行う契約上の義務を負うため、「企業が他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務」があり、金融負債の定義を満たすと考えられる。

**(発行者における負債の認識及び認識の中止)****負債の認識及び認識の中止**

39. 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)第7項では、金融負債の発生の認識は、原則として、金融負債の契約上の義務を生じさせる契約を締結したときに当該金融負債を認識するとされている(約定日基準)。

40. また、金融商品実務指針では、金融商品会計基準第7項における約定日基準による金融資産及び金融負債の認識を原則としつつも、例えば、貸付金及び借入金の認識(金融商品実務指針第26項)のように個々の金融商品の性格を考慮して個別の取扱いが示されており、必ずしも約定日基準で認識されてはいない。

41. 本資料の第19項に記載しているとおり、第1号電子決済手段の保有者においては、資産の認識時点を受渡日とすることを提案していることとの関係から、発行者における第1

号電子決済手段に係る負債をいつ認識するかについても、約定日で認識する方法と受渡日で認識する方法の2つが考えられる。

42. この点、第1号電子決済手段は、送金・決済手段であり、その発行時には現金と交換で当該第1号電子決済手段の引渡しがなされる。また、第1号電子決済手段の約定日から引渡日までの間に時価の変動がある可能性はあるが、本資料の第16項(3)に記載しているとおり、時価の変動は券面額からほとんど乖離しないと想定されること、また、資産は券面額で評価し、後述の第44項から第46項で提案しているとおり負債も券面額（すなわち、債務額）で測定することから、本資料の第40項における貸付金及び借入金と同様に、第1号電子決済手段の評価額は、契約日と受渡日とで同一となる。
43. したがって、第1号電子決済手段に係る負債の認識及び認識の中止を受渡日で行うことを明記することが考えられるかどうか。

#### ディスカッション・ポイント

本資料の第37項から第42項における第1号電子決済手段に係る負債の認識及び認識の中止に関する事務局の分析及び第43項における提案についてご意見を伺いたい。

### **(発行者における負債の貸借対照表価額)**

#### 発行時における会計処理

44. 金融商品実務指針第29項では、金融負債の当初認識は時価により測定するとされている。この点、第1号電子決済手段は、発行者がその発行後いつでも保有者からの償還に応じる必要があるため、満期のない要求払の特徴を有する金融負債に該当すると考えられる。企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第23項では、要求払の特徴を有する金融負債の時価については、要求払の額の支払が要求される可能性のある最も早い日から当該要求払の額を割り引いた金額を下回らないとされていることから、債務額をもって貸借対照表価額とすることが考えられる。

#### 期末における評価

45. 電子決済手段については公社債や暗号資産のように時価のある場合も想定されるが、金融商品会計基準第67項では、「金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、

社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、債務額（ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額）をもって貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないことが適当であると考えられる。」とされている。

46. この点、第1号電子決済手段は、発行者は保有者に対してその発行価格と同額で償還することを制度上で要求されているため、発行者の償還債務を時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられる。また、第1号電子決済手段は、満期がなく、また、第1号電子決済手段は、収入に基づく金額（すなわち、発行価格に基づく価額）と債務額が異なるため、償却原価法に基づいた価額をもって貸借対照表価額とする必要はないと考えられる。したがって、期末における評価は、債務額をもって貸借対照表に計上することが考えられる（金融商品会計基準第26項参照）。

#### **ディスカッション・ポイント**

本資料の第44項から第46項における第1号電子決済手段の測定に関する事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上